

令和7年広審第24号

裁 決  
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a 2  
職 名 A一等航海士  
海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 2 の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年11月17日11時16分

山口県天田島北方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A

総トン数 499トン

全 長 78.92メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,471キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成29年2月に進水した船尾船橋型鋼製貨物船で、船橋中央前部に操船コンソールを設け、同コンソール中央に舵輪、舵輪の右舷側に機関遠隔操縦装置、舵輪から左舷側へ順に1号レーダー、電子海図システム及び2号レーダーをそれぞれ備え、船長a1及びa2受審人ほか3人が乗り組み、コンテナ47個を積載し、船首3.3メートル船尾4.5メートルの喫水をもって、令和6年11月17日09時20分山口県徳山下松港を発し、天田島南方沖合を經由する予定で阪神港神戸区に向かった。

ところで、天田島北方沖合は、同島と山口県長島とで形成される最狭部が約600メートルの水路となっており、長島南端から南東方約400メートル沖合まで、平均水面上の高さ1.8メートルの水上岩を含む浅所の中瀬が同島南東岸から拡張し、中瀬の南方約120メートルの水域に可航域があり、Aの電子海図システムには中瀬が表示されていた。

また、a2受審人は、総トン数199トンの貨物船で天田島北方沖合を航行した経験を有し、中瀬の存在を知っていた。

a1船長は、航海計画を立案するに当たって、長島西方沖合の鼻瀬瀬戸を南下した後、天田島南方沖合を東行し、平郡水道を經由して阪神港に向かう計画とし、操舵室左舷後方の海図台に置いた海図に記入した予定針路線に沿って航行するよう船橋当直者に指示していた。

a2受審人は、徳山下松港南方沖合で昇橋し、1号レーダーをヘッドアップ表示のオフセンターとして前方が約2海里映るよう設定した1.5海里レンジ、2号レーダーをノースアップ表示の3海里レンジとし、電子海図システムに約1海里四方を表示させ、舵輪後方に立った姿勢で単独の船橋当直に当たり、11時02分天田島灯台から303

度（真方位、以下同じ。） 2.8 海里の地点で、針路を 141 度に定め、12.5 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって鼻繰瀬戸を進行した。

a 2 受審人は、11 時 08 分頃、船首方約 1 海里のところに漁船群を見かけたことから、天田島北方沖合を航行することを思い立ち、a 1 船長に報告せずに予定針路線から外れ、11 時 08 分半天田島灯台から 289 度 1.6 海里の地点で針路を 085 度に転じ、天田島と長島間の水路へ向けて続航した。

11 時 09 分 a 2 受審人は、天田島灯台から 290 度 1.5 海里に達したとき、水路の最狭部まで約 1.3 海里となり、その後、中瀬に向首進行する状況となったが、過去に天田島北方沖合を航行した経験があったことから、無難に同沖合を航行できるものと思い、予定針路線に沿って天田島南方沖合を航行するなど、針路の選定を適切に行わなかった。

a 2 受審人は、天田島北西方沖合を続航し、11 時 16 分天田島灯台から 004 度 1,150 メートルの地点において、A は、原針路及び原速力で天田島北方沖合の中瀬に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力 1 の西南西風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

a 1 船長は、自室で休息していたところ、船体への衝撃を感じて直ちに昇橋し、乗り揚げたことを知って事後の措置に当たった。

乗揚の結果、左舷船首部船底外板に擦過傷等を生じたが、後に修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、天田島北西方沖合において、阪神港神戸区に向けて航行

する際、針路の選定が不適切で、同島北方沖合の中瀬に向首進行したことによって発生したものである。

a 2 受審人は、天田島北西方沖合において、阪神港神戸区に向けて航行する場合、予定針路線に沿って天田島南方沖合を航行するなど、針路の選定を適切に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、過去に天田島北方沖合を航行した経験があったことから、無難に同沖合を航行できるものと思い、針路の選定を適切に行わなかった職務上の過失により、天田島北方沖合の中瀬に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 3 月 1 7 日

広島地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁